

件名	松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例
主管課	子育て・健康課
関係課	
改正対象	松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年松前町条例第15号) 松前町執行機関の附属機関設置条例(平成29年松前町条例第12号)
根拠法令等	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項
改正理由	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う者の候補者の選考及び小規模保育事業を行う者の募集方法について意見を聴取する機関として松前町小規模保育事業者選考委員会を設置するため、各条例の一部を改正する。
改正の主な内容	(1) 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 別表(第2条、第3条関係)に新たに「60 松前町小規模保育事業者選考委員会」を加える。 ア 職名 : 委員 イ 報酬額(区分): 日額 (金額): 7,400円 (2) 松前町執行機関の附属機関設置条例の一部改正 別表(第2条関係)に新たに「松前町小規模保育事業者選考委員会」を加える。 ア 担任する事項: 小規模保育事業者の候補者の選考及び小規模保育事業者の募集方法についての意見の答申に関する事項 イ 構成員の定数: 7人
施行日	公布の日
【その他参考事項】	